

# 東川町商業協同組合発行の

## 商品券の払戻しについて

令和元年 11月12日より

令和2年 2月10日まで

### 商品券をお持ちの皆様へ

令和元年10月31日をもって東川町商業協同組合発行の商品券  
(額面500円券)の利用(交換)を終了したことから、資金決  
済に関する法律第20条第一項に基づき下記により払戻しいたし  
ますので、商品券をお持ちの方は払戻し期間内にお申し出下さい。

#### 記

1. 前払式支払手段の種類  
共通商品券(金額表示引換型)  
発行額 500円券  
使用できる期間又は期限 なし
2. 払戻し期間  
令和元年11月12日(火)～令和2年2月10日(月)
3. 当該払戻しに関する問い合わせに應ずる事務所の連絡先  
住所 上川郡東川町東町1丁目1番15号 道の駅2F  
名称 東川町商工会 事務局  
電話 0166-82-2750
4. 申出方法  
当会事務局(東川町商工会内)へ上記1に掲げる商品券と受領  
印をお持ちの上、直接お申し出下さい。
5. 払戻しの方法  
お申し出の際に、額面金額を現金により払戻しいたします。
6. その他注意事項  
払戻し期間内に申し出されない所有者の方は、本件払戻しの手  
続きから除斥されます。

東川町商工会